

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働保険の成立手続はお済みですか

労働保険は労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称で、政府が管理運営している強制加入の保険制度です。労働者が業務上負傷した場合、労働者が失業した場合等に必要な保険給付等を行っています。

労働保険は、原則として労働者を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立(加入)手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。各種の届出等の事務処理については、労働保険事務組合や社会保険労務士を利用することもできます。

未だ成立(加入)手続を行っていない事業主の方は、最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)、埼玉労働局総務部労働保険徴収課(Tel048-600-6203)へご相談ください。

労働保険に入っていれば...

POINT 1 会社も安心。

POINT 2 働く人も安心。

POINT 3 働く人の家族も安心。

電子申請なら
24時間、365日
いつでも手続可能!
口座振替納付も便利

はたらく安心、つなぐ安心。
労災保険 雇用保険

労働保険

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくはこちら▶▶▶

🔍 [労働保険特設サイト | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)